

## 令和7年度 第5回 下諏訪町国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和8年2月19日(木) 午後7時00分  
開催場所 下諏訪町役場 第2会議室  
出席委員 (被保険者代表) 石川、堀内(ゆ)  
(保険医保険薬剤師代表) 小笠原、堀内(信)  
(公益代表) 森会長(欠席)、古屋職務代理  
職 員 (住民環境課長) 岩波 (税務課長) 堀内(欠席)  
(国保年金係長) 田中 (収納係長) 水澤  
(国保担当) 戸田 (保健予防係長) 古畑

### 1 開 会

(住民環境課長)

定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第5回下諏訪町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

初めに本日の委員の出席報告をいたします。

下諏訪町国民健康保険運営協議会規則第2条で「本協議会は、委員の定数の2分の1以上が出席し、かつ、国保条例第2条の1号から3号までの各委員1人以上が出席しなければ会議を開くことができない」とされております。

本日は、出席者5名、各委員さん1名以上ご出席いただいておりますので、本会議は成立いたしました。

本日は聴講の申込みがありますが、協議事項の聴講を許可することとして、よろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは入室を許可することとします。

### 2 あいさつ

(町長)

本日の国保運営協議会開催にあたり、皆様には大変お忙しい中、またお寒い中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から国保の運営について、格別なご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の内容は、皆さまからご審議をいただき、先月16日に答申をいただいた令和8年度国民健康保険の税率改定の最終案についてのご報告です。

県から示された、子ども・子育て支援金の納付金額を賄うために、平均2.61%の税率の引き上げについて諮問をさせていただきましたが、少しでも被保険者の皆さまのご負担が軽減できるよう検討いたしました。令和7年度の国保会計の決算が黒字になる見込みから、繰越金を充てることにより、諮問

時よりも若干引き下げた税率とさせていただきます。

詳細は後ほど事務局から説明させますが、最終的に平均2.49%の税率の引き上げとなる改正案がまとまりましたので、3月議会に条例改正案と予算案の上程をさせていただきます。

議題の2つ目は、新年度予算案についてのご報告です。

新年度に予定する子ども・子育て支援金分の税率改定により、被保険者一人当たりの保険税額は平均2,753円の増額となりますが、来年度も75歳になられ、後期高齢者医療保険へ移行される方が多いうえ、社会保険の加入要件の拡大の影響などにより国保加入者数の減少が見込まれることから、国保税全体の税収は約400万円の増にとどまっております。被保険者の減少により、療養給付費及び高額療養費も減少する見込みのため、今年度より400万円減の予算案となっております。

最後に今後も、委員の皆様の豊富な知識と経験により、国保の健全運営のため、引き続きご尽力いただくことをお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

### 3 協議事項

#### (1) 令和8年度国民健康保険税率改定の結果について

(国保年金係長)

令和8年度国民健康保険税率改定の結果について、ご報告いたします。資料1をご覧ください。

令和4年度、令和6年度の税率改定では、国保運営協議会の答申の中で、「被保険者への負担増を抑えるための配慮」という要望を受けて、諮問よりも税率を引き下げてきた経過があります。

今回は、国保財政の安定化を目的とした税率の見直しではなく、資料2-1に記載のとおり、子ども・子育て支援金制度の創設により、各医療保険者が国に納める子ども・子育て支援金の当町に課せられた納付金額を賄うための改定ではありますが、令和7年度国保会計の決算が黒字の見込みであり、基金に積み立てをしても令和8年度に繰越金が発生することから、諮問から若干ではありますが、税率を引き下げることにいたしました。

資料1に戻りまして、(1)税率比較表の中の、子ども・子育て支援金分の均等割の行をご覧ください。

諮問時にご説明しましたとおり、国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置分を、18歳以上の被保険者で賄うこととされておりますが、被保険者の皆さまの負担を抑えるための配慮として、諮問でお示しした均等割750円について、18歳以上の均等割負担分の60円と同額を差し引き、最終案として690円といたしました。

次に、その上の所得割の行をご覧ください。県から示されている応能割：応益割の50：50に近づけるというバランスに配慮し、所得割を0.01%引き下げ、諮問時の0.25%から0.24%といたしました。

これにより、下段の(2)税額比較表のとおり、最終案では、一人当たりの平均年税額は、諮問時の11万3,239円から11万3,112円となり、増減も2,880円から127円下がって、2,753円増、一世帯当たりの平均税額は15万4,986円から15万4,812円となり、増減も3,942円から174円下がって、3,768円増となりました。

なお、今回の税率改定に係る条例改正案を3月議会定例会に上程させていただきます。

こちらからの説明は以上です。

(職務代理)

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

～意見なし～

(2) 令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について

(国保年金係長)

新年度予算の説明の前に、令和8年度の国の税制改正による国保税の見直しがありますので、そちらを先にご説明いたします。

令和8年度の税制改正では、国保税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しに加え、資料2-1右下②にありますように、子ども・子育て支援納付金に係る低所得者軽減措置や、※にありますように、18歳以下の均等割額の全額軽減措置が規定される予定です。

では、資料2-2をご覧ください。

1. 大綱の概要の中のローマ数字のⅠにありますように、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を1万円引き上げて67万円に、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額として3万円を新設することとなっております。後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額は据え置くこととされており、これにより限度額合計は109万円から113万円に見直されます。

二つ目はローマ数字のⅡにありますように、国民健康保険税の減額対象となる所得基準を変更します。資料の下段の2. 制度の内容をご覧ください。左側が現行、右側が改正後を表しておりますが、軽減世帯判定をする所得の算定方法について、被保険者数にかける金額を、5割軽減の場合は30万5千円から31万円に、2割軽減の場合は56万円から57万円に引き上げます。これにより、税の増収及び中間所得者層の負担緩和を図るものです。影響額について現時点での概算では、約200万円(※)の増収の見込みですが、令和8年度の所得が確定した時点では、若干前後する可能性があります。

それでは、(2) 令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について、ご説明します。

資料No.3、A3縦の資料「令和8年度 国民健康保険特別会計 予算額の状況」の表をお願いします。上段が歳入、下段が歳出となっており、灰色に塗ってある箇所は国保事業費納付金で、県が保険給付費の支払いの財源として市町村に納付を求めるもの。緑色の部分は医療給付費の振替処理を行う部分となっております。

列の中心に「令和8年度当初予算(案)(A)」と「令和7年度当初予算(B)」の比較ができるように並べてありますが、令和8年度当初予算(案)(A)について、左端の行番号に沿ってご説明いたします。

10行目：1款 国民健康保険税ですが、令和8年度の予算額として3億2,834万円、前年度より409万5千円の増です。こちらは、子ども・子育て支援金現年課税分について新たに768万8千円増となっておりますが、今年度の被保険者数の減少率から、来年度の被保険者数を今年度予算の見積りより30人減の2,970人と見込んでいるため、医療現年課税分については減少となっておりますが、介護現年分については、40歳から64歳までの加入者で、その年齢層の高収入の課税所得の方が若干増えた影響により、調定額を多く見込んでいるため、増額となっております。滞納繰越分については、過去3年間の実績を平均したものから不納欠損額を引いたものに収納率をかけておりますが、今年度に比べ調定額が減少しているため減となっております。

次に 12 行目：2 款 使用料及び手数料の督促手数料については、令和 6 年度から督促手数料が廃止となったため、4 万円減の 2 万円となっております。

次に 14 行目：3 款 国庫補助金、132 万 4 千円。こちらは、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修について、令和 8 年度に改修する分の補助金 132 万円と、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、周知広報にかかった費用として、窓口等で配布しているリーフレット印刷委託料分の補助金 4 千円です。（負担割合は国 10 分の 10）

次に 20 行目：4 款 県支出金ですが、このうち、15 行目の普通交付金分は、下段 歳出の 46 行目保険給付費のうち 36-43 行目の緑色の部分の合計と同額となっており、医療給付費にかかった費用は交付金として全額、県から補てんされる仕組みとなっております。

歳出で説明いたしますが、保険給付費の令和 6 年度決算額や令和 7 年度の平均値から、前年度比 595 万 3 千円減の 13 億 1,095 万 7 千円としました。

18 行目の特別交付金、県繰入金分については、この後出てくる一般会計繰入金の出産育児一時金分が廃止されたことに伴い、出産育児一時金の実績の 1/3 を県繰入金で補填することになったため、歳出の 44 行目の出産育児諸費の中の出産育児一時金 500 万円の 1/3 の 166 万 7 千円を増額しております。

次に 21 行目：5 款 財産収入ですが基金利息で、金利の引き上げにより前年度比 2,000 円増の予算としています。

次に 31 行目：6 款 繰入金ですが 1 億 2,873 万 7 千円で、昨年度より 731 万 9 千円の減です。

内訳といたしましては 22 行目、人件費分は 208 万 4 千円の減ですが、職員の異動に伴うものとなります。

23 行目、出産育児一時金分については、令和 8 年度から後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが全面的に導入されることに伴い、一般会計からの繰入れは廃止となりましたので 0 円となっております。財政安定化支援事業分は、保険税軽減世帯の割合や高齢被保険者数が多い自治体に交付されるもので、令和 7 年度に交付された金額と同額を計上しておりますが、令和 6 年度に対象となっていた、保険税軽減世帯の割合が高い場合に交付される分が、令和 7 年度は対象とならなかったため、前年度より減額となっております。25 行目事務費は前年度から 34 万 8 千円の増ですが、情報センタ委託料の課税業務、収納業務について増額となったためです。

26 行目の「未就学児均等割保険税軽減分」は未就学児への軽減制度への補填額を繰入金として収入する科目ですが、来年度の未就学児を 49 人程で見込んでおります。

27 行目の「産前産後保険税免除分」は令和 5 年度から開始された事業で、出産予定又は出産した被保険者の産前 1 ヶ月、産後 3 ヶ月の保険料の所得割額及び均等割額を免除した分の補填額ですが、来年度は令和 7 年度を参考に、6 人分を見込んでおります。

28 行目、保険基盤安定繰入金は 7 割、5 割、2 割の国保税軽減分の補填と軽減を行っている保険者を財政支援するため、国・県からの負担金を主な財源としておりますが、被保険者数、世帯数ともに減少していることに伴い、軽減対象者数、軽減対象世帯数も減少していることによる減額で、前年度から 98 万 4 千円の減となります。

30 行目：基金繰入金は、町国保が保有する財政調整基金を取り崩した時に収入する科目ですが、令和 8 年度も計上しておりません。

次に 32 行目：7 款 繰越金は令和 7 年度の決算における繰越金を収入としますが、令和 7 年度の決

算が黒字となる見込みのため、前年度繰越金から、先ほど協議事項1で説明をしました、子ども・子育て支援金分の税率見直しに伴う35万5千円と、一般会計繰入金の出産育児一時金分廃止に伴う町負担分167万円を、前年度繰越金に求めるものになります。

次に33行目：8款 諸収入で、昨年度より112,000円減ですが、これは、保険税滞納延滞金の減によるものです。

歳入合計17億9,200万円で、昨年度より400万円減となります。

歳出になりますが、35行目：1款 総務費は3,716万8,000円で、昨年度より183万1,000円の減額となります。

こちらは主に、職員の異動に伴う人件費の減少となります。

次に46行目：2款 保険給付費は13億1,766万円で、前年度より595万3,000円の減額となります。

令和7年度は療養給付費（約0.2%減）と高額療養費（約2.2%減）が前年度に比べて減少しており、療養費（約11.2%増）が伸びているため、実績に応じて予算を組んでおりますが、皆さんの使う医療費を見込むことは大変難しい状況です。

次に51行目：3款 国保事業費納付金は、県が保険給付費の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、この納付金制度は県全体の保険給付費に対し、国、県等の公費負担分以外の部分を県内全市町村で負担する制度となります。県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の医療費水準や所得水準から市町村ごとの納付金を算定し、町が県に納めるものです。

本年度県が示した納付金額の合計は、4億1,151万円で、昨年度より315万9,000円増となる金額です。医療給付費分と後期高齢者支援金分については被保険者数の減少等により減額となっておりますが、子ども・子育て支援金分として1,059万8千円新たに納めるため、全体としては増額となっております。

次に57行目：4款 保健事業費は特定健診や人間ドックの補助金関係の予算となりますが、2,369万3,000円で昨年度より22万3千円の増となっております。

52行目の特定健康診査等事業費が前年度比19万9千円の増となっておりますが、中部公衆医学研究所へ委託している健診のデータ処理料の単価が上がったことによる増額が主な要因です。健康寿命の延伸や疾病の重症化予防をしていくためには、特定健診や特定保健指導は重要な保健事業です。令和7年度に引き続き、特定健診における歯科健診も行ってまいります。

次に58行目：5款 基金積立金は25,000円で、基金を積み立てている預金に利息が発生しますので、その積立金となります。

次に59行目：6款 公債費は一時借入金を行った場合の利息の支払いに充てるものです。

次に60行目：7款 諸支出金193万円のうち190万円は過年度還付金で、遡って国保をやめた方等に国保税をお返しするためのものとなります。令和7年度は、過年度還付金が予算不足により補正を行ったため、40万円増額としております。

以上、歳出合計は17億9,200万円で、昨年度より400万円の減となります。

令和7年度の税率改定により収納不足が解消され、7年度会計は黒字となる見込みですが、基金残高が他市町村と比べてかなり少ない状況であるため、繰越金については、基金への積み立てを検討しているところになります。決算状況が確定したところで、いくら基金へ積み立てるか等を確定させ、来年度の決算報告の中でお示ししていきたいと思っております。

説明は以上となります。

(職務代理)

ただ今、事務局から説明がありました但何か質問がありましたらお願いします。

～意見なし～

無いようですので、次に進みます。

(3) その他

(職務代理)

続きまして、その他として、令和7年度の収納状況について、税務課から説明をお願いします。

(収納係長)

令和7年度の収納状況について、現年度分の課税額は3億5千万円で前年より約700万円増加、滞納繰越分は4,600万円で前年より900万円減少しました。現年度分の収納済額は2億3,880万円で前年より1,600万円減少し、収納率は67.76%で前年より6.15%低下しましたが、国民健康保険税の納付開始が7月開始となり遅れた影響です。

滞納繰越分の収納額は1,537万円で、収納率は33.00%、前年より5.13%改善しました。改善の要因は、昨年度の徴収進捗が良好で、今年度に繰り越された滞納額が少なかったためです。来年度以降は収納率の維持が難しいと予測されますが、納税義務者の方からの相談での聞き取り等により収支状況や生活実態を把握し、実情に沿った分納により他の税金や支払金などと調整し納付計画をたてて早期の完納を目指していただけるよう引き続き取り組んでいきます。

(職務代理)

ただ今、収納状況について説明がありました但、何か質問がありましたらお願いします。

(委員)

この程度の滞納は毎回残ってしまうのか。

(収納係長)

国保は失業してから入ることが多い制度で、疾病などで働くことができずそもそも収入がないため支払いができない人も多いです。

(委員)

支払わないまま、いなくなってしまう人もいるのか。

(収納係長)

執行停止という制度があり、生活保護や財産がないことが認められると徴収できなくなります。3年過ぎると不納欠損という処分になり徴収できなくなります。民間でいう債権放棄のような仕組みです。

ただ、執行停止期間中も調査を行い、収入が回復すれば、相談等を行い、納付できるよう働きかけていきます。

4 その他

～事務局より事務連絡のみ～

## 5 閉 会

(職務代理)

以上を持ちまして、令和7年度 第5回 下諏訪町国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。